

日本ESD学会誌『ESD研究』査読規程

(趣旨)

第1条 日本ESD学会（以下、「本学会」という。）は、学会誌『ESD研究』（以下、「本誌」という）の学術的水準を維持するために査読制度を設ける

(目的)

第2条 本規程は、本学会「学会誌編集委員会規程」第4条第4項第5号に基づき、本誌の査読に必要な事項について定める。

(査読対象)

第3条 本誌に投稿された次の原稿を査読の対象とする。

- ①原著論文
- ②総説論文
- ③研究ノート
- ④その他、編集委員会が査読を必要とした原稿

(担当編集委員・査読委員)

第4条 編集委員長は、本誌編集委員会の議を経て、査読対象となる原稿1編につき査読委員3名を選任して査読を依頼する。なお、査読委員の選任は、投稿者が所属する大学や組織団体、または同一の研究グループ等以外から選任する。

2. 執筆者または共同執筆者が編集委員長自身である場合、副編集委員長が査読委員を選任する。
3. 査読委員のうち1名は、編集委員が兼ね査読結果の取りまとめを行う。
4. 査読委員の氏名は編集委員以外には公表されない。

(査読項目)

第5条 査読委員は、以下の項目を参照して投稿原稿の評価および判定を行う。

- 1) 原稿の内容について
 - ①ESDに関する今後の学術研究や教育実践に貢献する内容か。
 - ②主題や仮説が適切に設定され、論旨は明確に展開されているか。
 - ③論点や事実関係などが正確に記述され、根拠やデータが提示されているか。
 - ④先行研究が適切に分析されているか。
 - ⑤説得力のある妥当な結論が導かれているか。
- 2) 文章表現・論文構成などについて

- ①表題（主題や副題）や要旨は本文の内容を適切に反映しているか。
- ②文章表現は明瞭で読みやすいか。
- ③章立てや節の立て方などの全体の構成は適切か。
- ④図版や図表は適切に作成されているか。
- ⑤注釈や参考文献は適切に記述されているか。
- ⑥編集・投稿規程が遵守されているか。

（判定）

第6条 査読委員は、前条の項目を総合的に評価して、次の4段階で採否を判定する。

- A：採択（このまま本誌への掲載が可能な場合。微細な修正のみ必要な場合も含む。）
- B：修正採択（査読結果で指摘された箇所の修正を条件として採択する場合の。再査読は省略可。）
- C：再査読（内容や構成の大幅な修正や、参考文献の追加などが求められるが、再査読の対象となり得ると判断される場合。）
- D：不採択（本誌掲載の基準を満たしていないと判断される場合。）

2. 査読委員は、査読結果について担当編集委員に査定された期日内に提出する。なお、上記のB、CおよびDと判定された原稿については、その根拠や修正箇所を明示したコメントを付さなければならない。
3. 担当編集委員は査読結果を取りまとめ、所定の期日内に編集委員長に報告する
4. 編集委員長は編集委員会の合議を経て、査読結果および査読コメントを投稿者に通知する。

（再査読）

第7条 C判定を受け、修正後に再投稿された原稿については、査読委員に再査読を依頼し、所定の期日までに担当編集委員を通じて、編集委員長に再査読結果を報告する。

2. C判定の通知を受けた投稿者は、所定の期日までに修正原稿を編集委員会に送付しなければならない。期日までに修正原稿が提出されない場合は、投稿の取り下げとみなすものとする。

（採否）

第8条 編集委員会は査読結果を十分に検討した上で、投稿原稿の採否を決定し、その結果をすみやかに投稿者に通知しなければならない。

2. B判定の原稿については、判定に応じて原稿の修正が適切になされたことを担当編集委員が確認した上で、編集委員会が原稿の採択を決定する。
3. 再査読の結果C判定とされた原稿の採択は見送ることとする。

4. 査読委員または他の編集委員より、査読対象原稿に倫理規程違反の疑義が指摘された場合、編集委員会は当該原稿の査読作業を停止して、その後の対処を検討する。
倫理規程に抵触すると判断された場合には、当該原稿は不採択とする。

(改廃)

第9条 本規定は編集委員会が決定する。決定にあたって、編集委員長は評議員会に意見を求めるものとする。本規定の改正に際しても同じ手続きを適用する。